

習志野市農業委員会総会議事録

平成28年第12回習志野市農業委員会総会は平成28年12月21日（水）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 3時00分

1. 委員の出欠席 17名中 16名出席 欠席 0名

※ 15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 8番 葛城 芳一 9番 相原 和幸

1. 議案審議結果

上 程 2件 承 認 2件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 5時00分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

議案第2号 軽微な農地改良の届出書について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について

議 長	<p>平成28年第12回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、欠員1名、17名中16名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>8番 葛城 芳一委員 9番 相原 和幸委員の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。</p> <p>本日の総会 議案案件は、追加議案を含め2件でございます。追加議案につきましては、お手元に配布しております。それでは、これより議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書について、事務局より議案説明を求めます。</p> <p>なお、議案第1号は、農地法第4条の許可後の計画変更です。議案の朗読と説明を事務局よりお願いします。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書について</p> <p>平成28年8月31日付け千葉県千農指令第●●●号で長屋住宅用地として農地法第4条の規定による許可を受けた、習志野市●●●●丁目●●●番●の農地（畑）●●●㎡に係る当初計画を変更するにあたり、県への送付について審議を求める。</p> <p>平成28年12月21日提出</p> <p>変更理由 当初計画における擁壁工事に膨大な費用がかかり、総事業費の中で処理することが困難となったため、造成計画の見直しを行い、仕様の変更を行うこととなり、開発行為変更許可と併せて農地転用許可についても、工事期間の変更を行う必要が生じたため。</p> <p>申請者 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●●</p>

	<p>変更内容 工事期間の変更</p> <p>工事期間 変更前（着工日 28年9月1日 完了日 28年12月17日） 変更後（着工日 28年9月1日 <u>完了日 29年4月14日</u>）</p> <p>・・・変更内容について、資料により説明。・・・</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。議案第1号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>三橋 喜左衛門委員何かございますか。</p>
三橋喜左衛門 委員	<p>砂をいれてるんですがね、基礎はまだやっていないようですが、高さが相当ありますからね、擁壁をやったら大変な費用がかかるでしょうからね、また危険もあるからね、それが一番大きいですよ。</p>
議 長	<p>三橋喜左衛門委員からは、費用がかかるだろうということと、危険なのでやってもらわないと困るということですからね。</p> <p>同じく三橋 武夫委員何かございますか。</p>
三橋武夫委 員	<p>現場に行ったことはないですけど、人の話では、駐車場の方は、コンクリを直打ちで、その場所でコンクリを練ってやっているようですが、結構経費がかかるんじゃないですかって言ってましたけど。</p>
議 長 事務局	<p>事務局、補足説明などありますか。</p> <p>特にございませぬ。</p>
議 長	<p>他に、ご質問などなければ、採決に入ります。 議案第1号の 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書について採決いたします。</p> <p>議案第1号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員を持ちまして、議案第1号は同意されました。 事務局は、千葉県知事へ計画変更承認の進達をお願いいたします。</p> <p>ここで、追加議案として</p>

	<p>議案第2号 軽微な農地改良の届出書について事務局より、農業委員会で審議するよう依頼がありました。急きよ議案として取り上げたいと思いますが、皆様、如何でしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>只今、異議なしとの声がありましたが、議案として上程することに同意される方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして議案として、上程することにいたします。</p> <p>議案第2号 軽微な農地改良の届出書について 議案の朗読を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 軽微な農地改良の届出書について</p> <p>下記のとおり農地への盛土等を実施するにあたり農業委員会に届出の提出があったので、受理通知書の発行について審議を求める。</p> <p>受付日 平成28年12月13日</p> <p>申請目的 農地の造成（盛土）</p> <p>申請者（権利者） 住所 習志野市●●●丁目●●番●号 ●● ●（●●●●）</p> <p>許可を受けようとする土地 地番 習志野市●●●丁目●●●●番● 地目 ● 面積 ●●●m² 立地条件 第●種農地</p> <p>施工業者 習志野市●●●●丁目●●番●●号 株式会社 ●●●● 代表取締役 ●● ●●</p> <p>搬入土砂等の取得先 住所 ●●●●●●●●丁目●●-● 地番 ●●●●●●●●丁目●●●番●</p>

改良理由

農地として野菜等の作物を栽培したいので、盛土を行い農地改良を行いたい。

他法令

習志野市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の適用はありませんが、農地造成に適していない土砂等が混入していないこと、近隣土地所有者の同意を得ること。

また、農業委員会の指導に従うことを条件としております。

現地調査日 平成28年12月15日

こちらの件ですが、急きょ農地改良の届出が出ましたことにより、大変申し訳ございませんが、農業委員さんすべてで現地調査は行えませんでした。

今回は、企画委員の方にお願ひしまして現地確認を12月15日にさせていただいております。

届出の出された経緯ですがお手元に資料がございますが、公図を見ていただいて●●●●番●の隣の●●●●番●●の土地が戸建を建てるという計画がございますして各課協議で農業委員会事務局に業者が廻ってまいりました。

この境のところ、●●●●番●●を開発するにあたりまして、近隣の同意書が必要だという事で●●●●番●の●● ●●さんのから同意の条件で農地改良の土砂を入れていただきたいと申し出があったそうです。

それで、業者さんの●●●●さんの方がこちらに土砂を入れるために軽微な農地改良の届出の提出を●●さんから委任されて、今回急きょ農業委員会に届出されたという経緯でございます。

●●さんの土地に入れます土につきましては、皆さま方に写真をお配りさせていただきましたが、(写真にて状況説明草が生えている) ●●●●●●丁目の土地で草が生えている状況ですが地目は畑になっているという事でこちらの土を無償で●●●●丁目●●●●番●(写真にて状況説明ビニールシートが敷かれている)のビニールシートの敷いてある近辺の土地に●●の土砂を搬入するということになるそうです。

農業委員会では、今まで軽微な農地改良の届出書というものをあまりご覧になったことはないと思いますが、申請の中に資料として添付してありますがこちらは千葉県の指針に基づいてこの様式で農地に砂を入れる場合はこの届出を市町村にしなければいけないということになっています。

参考資料として、千葉県農地転用事務指針の抜粋したものを添付してございますがこちらを見ていただきますと届出についてはどのようなものであるかという事が記載されておりますが、平均盛土の厚さが1m以上のものになりますと

	<p>県許可になりますので、県に申請をしなければいけないという決まりがございます。</p> <p>今回は1m以内ということですので県の申請ではなく、市町村への届出となります。その場合、軽微な農地改良の届出書による届出になりますが、資料の書式を見ていただきますと、土砂等の搬入については取引先との契約書（写）、請負契約書（写）議事録、地形・構造等が複雑である場合は工事の詳細図を添付書類として記載されています。</p> <p>今回の案件ですが、●●から搬入する土砂については無償提供なので、契約書の提出ができない為、それに代わる書類を提出したいという申し出がございました。写真等を見ていただくとお分かりになると思いますが、ここの土地に1m土砂を盛るとい事になりますと道路等から高くなることとなりますので、土留め等をしていただかないと土砂の流出等が見込まれますのでこちらについて皆様方にご検討いただきたいという事で議案として提出をさせていただきました。</p> <p>ただし、事務局で伺っている状況ですとこちらに土砂をいれまして農作物、野菜等を栽培したいので盛土をしたいということが主たる目的です。所有者が耕作する為に農地改良を行うという申し出ですので、農業委員会は農地所有者に対して農地を守るという立場なので意向に添うようにご協力したいと考えております。</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>局長、他に何かありますか。</p>
事務局長	<p>さきほど法令等の関係の説明がありましたが、こちらにつきましては300㎡以下につきましては残土条例の適用はございません。</p> <p>300㎡から3000㎡までは市の残土条例の適用がございます。</p> <p>3000㎡を超えた場合は県の残土条例の適用となります。</p> <p>300㎡を超えた場合は県許可となります。市の条例が関係するためこれは小規模という事で条例の適用外でございます。</p> <p>また、建設残土等を使用しますと300㎡以下であっても県許可の対象になります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。あくまでも本人とすれば四季をとおして、野菜を栽培したいとその為に新しい土をいれたいということで、農業委員会としては届出でお願いしたいということですね。</p> <p>屋敷地区で何かございますか。合間委員どうぞ。</p>
合間委員	<p>4, 5年前は母親がやっていたんですが、なぜ又ここでやる必要があるのかなと思うんですが。</p>
議 長	<p>事務局どうですか。</p>

事務局長	こちらにつきましては、代理人がおりますのでその辺の経過も含めて聞いていただければと思います。
議長	合間さんそれでいかがですかね。
合間委員	そうですね。
議長	葛城委員は何かありますか。
葛城委員	特にはないです。
議長	三橋喜左衛門委員どうぞ。
三橋喜左衛門委員	●●の写真を見ると土地が平のように思うんですが、何か建てるんですかね。
職務代理	草が茂ってるんですが、農地ですよ。
三橋喜左衛門委員	●●の農地のほうも問題だと思うんですが。
議長	<p>なお、第2号 軽微な農地改良について農地所有者である●● ●●さんを総会に呼び説明を求めたところですが、来れないとのことで、代理人である株式会社●●●●代表取締役 ●● ●●氏を呼んでおります。</p> <p>事務局は代理人を会場に案内してください。</p> <p>それまでの間、暫時休憩といたします。</p> <p>・ ・ 代理人 ●●氏他 2 名を会場に案内 ・ ・ ・ ・ ・</p>
議長	<p>休憩前に戻り会議をすすめます。</p> <p>本日は、農業委員会総会に申請者代理である株式会社●●●●の●●さんはじめ 2 名の方の出席をいただきました。</p> <p>ひとつお断りをいたしますが、正式な農業委員会の総会ですので、内容について議事録作成の為、録音させていただいておりますのでご承知願います。</p> <p>それでは、●●さんから、自己紹介をお願いします。</p>

<p>●●氏</p> <p>●●氏</p> <p>●●氏</p>	<p>私は●●と申します。よろしくお願いします。</p> <p>私は、隣地の●●さんの土地を管理させていただいています●●と申します。</p> <p>今回畑の方に残、あの畑の土を入れさせていただく●●です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、今回の農地改良までの経緯、今後の予定など詳細をご説明いただきたいと思いますのですが、議長として11月24日付け委任状と作付け計画で感心したのは、四季を通じて作付けするという事で我々は、如何に農地を守る番人ですので逆に四季を通してやっていただけのことに感謝いたします。</p> <p>習志野市としては、農地が段々と宅地化されて減少していますのでなおさら良い土をいれていただいて四季を通して畑をやるということに若干感銘しました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、今回の農地改良までの経緯、今後の予定など詳細について説明してほしいと思います。</p>
<p>●●氏</p>	<p>今回、畑を畑のまま土盛りをするということで話がきました。</p> <p>畑の土を出すところが何処かないでしょうかということから、たまたまこちらの仲間の方で、農地で今小屋が建っているんですが、この小屋を壊して農地を宅造をかけるんですがそれにあたって開発を申請して開発許可がおりたらその土を出すというのが事がありまして、今月いっぱいにはなんとか開発許可がおりるのかなという事でしたが、ただ、今日現在はまだ許可がおりていませんでした。</p> <p>おり次第上の建物、小屋みたいなものですが、取り壊して地べたをだいたい50 cmから70 cmくらい掘起こすんです。そこから出る土が畑の土ですからこれならば、今回の畑に入れるのにちょうどいいかなと、タイミングが非常にいいなと思って、うちの方で取り掛かったというのが現状です。</p> <p>ただ、今現在ではまだ開発の申請はしていますが、許可がおりるだろうという事しか言えませんが、役所のことなのでいつと言うことはなかなか返事はいただけないので、一応開発許可がおり次第取り掛かるようにと予定としては、1月の10日頃には出せるのかなという形で、お互いにどちらも道が狭いため2トン車がやっとなんです。両方ともそうだったのでこれもいいのかなと思ってます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。私から質問よろしいですか。</p> <p>屋敷の現地を見て来たんですが、近所の人から聞いたんですが今回なんで盛土をするのと、4・5年前にお母さんが施設に入られてるけれども、ずっと農家をやっている改めて何の為に盛土をする</p>

	<p>のかなと疑心暗鬼だったんですが、それはどんな感じですか。</p>
<p>●●氏 議 長</p>	<p>盛土のほうですか。</p> <p>盛土のほうです。</p>
	<p>●●氏 盛土については、●●●●さんから、ここに土を入れたいということでお話があったものですから、うちの方はいれることに対しては良くわかりませんが、聞いていただければと思います。</p>
<p>●●氏 議 長</p>	<p>●●さんその辺の経緯はどうなんですかね。</p>
	<p>●●氏 一応ですね、私が今知り得るところですと、今回の盛土につきましては、道路を開発するというお話があったときに一部畑で使っていて一部畑として使われてなかった状態だったらしいんです。であれば全体的に畑に戻してしまおうかという事があって、それと併せて今回は関係はないんですけども、事務所があった所があったと思うんですが、実はメインに使っていた事務所なんですね、あれは旧事務所です、現在は利用されていない土地なんですよ。</p> <p>畑の入口から市街化調整区域と市街化区域とちょうど境なんですね、市街化区域側の事務所は実は売却をしたいという希望があってなのでそちら側を使わなくなるので元に戻そうという話があったようなことは聞いているんですが。</p> <p>畑側の方については、詳しく聞いていないので、事務所側については最終的には売却の依頼を受けるような状態であると聞いていますけれども。</p>
<p>●●氏 議 長</p>	<p>この●●●丁目の畑に盛土をすると、隣に1 m 4 5 cmくらいの外壁がありますが、あそこには建て屋ができるんでしょう東側のほうに。</p>
	<p>●●氏 あれについては、相当前の話だったようで、上の出せる高低差が昔からあったようで上の土が下に落ちていくのでその件で擁壁をお互いに話し合っって造ったという様な話は聞いております。</p>
<p>●●氏 議 長</p>	<p>確かにね、現地を見ると結構●●の農地は東から急斜面ではないけれども斜めってる土地ですよ。</p>
	<p>●●氏 擁壁自体が実際、構築物の申請をかけてちゃんとやってた土地なんです、土が落ちてくるのがずいぶん多かったみたいで本来の擁壁から高さが増してる様なんです、なので本当はあそこまで擁壁を高くしてはいけない、出している図面上よりかさ増しされてるんですよ。本来はあそこまで上の方に土の量がない</p>

	<p>方が良かったのではないのかなという状態なので、土が流れて来たんだらうなと言うような感じです。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、私から数点質問させていただきましたが、関連してご質問のある方はいますか。 三代川彦博委員どうぞ。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>今日はどうもお疲れ様です、ありがとうございます。 あのどういう条件で、結構かなりのこれだけの土を入れるというのは施工業者さんにとってはすごい負担かなと自分は率直に思うんですけど、私自身もいろんな農業をやりながら建物を建てたりしていますから大体今、●●●さんの方から土を搬入するという事になるとかなりの費用が掛かるかなと思うのですが、自分も経験上ありますので、そこまでして盛土をしなければいけないという部分とそれは無償というところで、この土を負担することが業者さんにとってどうなのかという事がちょっと理解しがたいかな。</p>
<p>議 長</p>	<p>●●さんどうぞ</p>
<p>●●氏</p>	<p>それはですね、今、隣にいろいろあって、建売をするつもりでいたんですね、今も現在やっと役所の許可がおりまして、近々工事に入るんですけどその中で、右側の土地の件で同意をいただきに伺った時に少し土地が低いので盛土をして何とか日当たり良くできないかというご相談を受けたもので、普通は費用がかかるんですね、そこで●●さんに相談したところ無償でもらえるという土があったのでそれは幸いなことだと、いただくことになったんです。</p>
<p>議 長</p>	<p>いいタイミングですよ。</p>
<p>●●氏</p>	<p>タイミングが良かったんです、タイミングが悪かったら紹介しなかったし、たまたま無償でいただけるということでお願いしたいという事で●●さんから言われたもので。</p>
<p>議 長</p>	<p>残土と違って畑の土地ですから、購入したら金額も高いですよ。</p>
<p>●●氏</p>	<p>地主さんに変な土は入れないでくれと農地なんだからと言われたものですから、いろいろと吟味して、結局、●●になったんです。地目も畑で私も見てきましたし持ち主さんにもお会いしまして、インターホーン越しですけども近々やりますからという返事があったんですね。</p>
<p>議 長</p>	<p>私も、現地を見に行っって写真撮って来たんですが、このまま畑に持</p>

	<p>ってきたら草ぼうぼうで畑にならないですよ。いい土を入れてくれと言われてるんですからね。</p>
<p>●●氏</p>	<p>普通の残土ですと結構あるんですよ、金もくれるんです。ところが畑の土と言うのは中々そう簡単に出ないものですから。</p> <p>畑の土地でなければだめだよということを言っていましたので、今回たまたまタイミング良く畑の土が出るという話があったんですが、今、開発をかけているところで許可が出たら上のものをどかして土を出さなければいけないと、本来は売れるんですけど、全部出しましょうということになりまして、約 300 m³くらいあるんです。こちらは 300 m³かけるんですが、残りはどこでも持って行けますのでその辺はあまり考えてはいませんが、ただタイミングが良く畑の土だったという事で、良かったかなと思っています。</p>
<p>議 長</p>	<p>地主さんの希望に沿うような土をたまたま見つけて来たよということですか。</p>
<p>●●氏</p>	<p>そうですね、たまたまと言うより探しますよ、ただタイミングが良かったということだけです。普通は山とか宅地の残土とかは出るんですが、お金を払ってでも出しているというのが現状ですが、畑の土は重宝されますのでまず取れないそうです。</p>
<p>議 長</p>	<p>経験上、いい土だと思って持ってきてもすぐ野菜ものは出来ないんですよ。その土地の土に合うまで時間がかかるんです、そのところ良く地主さんに説明してあげるといいと思います。</p>
	<p>他に質問があればどうぞ。三代川彦博委員どうぞ。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>今お話を聞いてまして、タイミングもあったんだなってことで面積もそんなにない中で誠意があってそういう話が進んだという事で、たぶん一番、我々が心配しているのは、農地の保全ですから中々習志野市も保全する農地も少なくなって少ない面積ですけど重要な有効な農地ということで心配なのはここの土地を搬入するという中で、やはり本人目の前にして大変失礼ですけど、たまたま業界同士だと、この土ちょっと残土っぽいけどそんな悪くないから入れさせろよとか、ざっくばらんな話があるとか。</p>
<p>●●氏</p>	<p>それは、再三言われてきたんです。だから絶対悪い土ではだめだよと、畑にするんだからと宅地だったら多少の融通は聞かろうけれど、畑だから畑の土でないと困るんだよという事だったものですからそれで、畑の土を探したんです。と言うのが現状です。</p>

議 長	三代川彦博委員。
三代川彦博 委員	はい、そこらへんはご理解いただいて。
●●氏	はい。
三代川彦博 委員	間違いなくこの土を入れていただくということで。
●●氏	はい、そうです。
三代川彦博 委員	他からちょっと、仕事仲間からちょっと入れさせろよというみたいな事はないということですね。
●●氏	ない。 それで開発を降りた時に開発の許可のあれは一応私のところにファックスが流れますから、それをこちらにお届けするように手続しております。 そこ以外の土を入れた時にはうちの方も全部、現状維持に戻すという誓約までいれてあります。そこ以外の土は、入れることはまず。
議 長	考えられないと。
●●氏	えー、私の範囲では以上約束はできます。
議 長	はい、ありがとうございます。
三橋喜左衛門 委員	ちょっとすみません。
議 長	はい、三橋喜左衛門委員。
三橋喜左衛門 委員	土地はどんなものですか。畑と言っても黒土というか、火山灰土というか土の質なんですよね。どうなんですかそれは。
●●氏	我々はプロでないので、全然わからない。畑で。
三橋喜左衛門	畑と言ってもね、上は黒なんだけど下は赤なんですよね。赤土なんですよね。

委員	
●●氏	<p>それで、先程言ったのは入れたけど畑の土だからと言ってすぐ耕して作物ができるんじゃないよということをおっしゃったんじゃないのかなと思うんです。やっぱり●●のところであつても習志野にもってきたら違う場合もありますから、作物を耕すまでは1年2年掛るよということは聞いたことがありますから。その辺は理解してもらうしかないのかなと、ただ、山の土とか、ビルの下の土を出すのではないということは、はっきりと申し上げあげられます。</p>
三橋喜左衛門 委員	<p>石は入ってないということですね。</p>
●●氏	<p>はい。</p>
三橋喜左衛門 委員	<p>結構、浅いところはいくらもなくして上だけで、下は赤土になってしまうんですね。</p>
議 長	<p>三橋武夫委員どうぞ。</p>
三橋武夫委員	<p>土はどうにかいいかもしれませんが、●●の現状ですけど、道路と大体平らですよ。そこに1m弱土を盛るとなると土留めについてはどのように考えてますか。</p>
議 長	<p>考えてますか。</p>
●●氏	<p>30度の盛土で、土嚢を使って、片側からブルーシートで固めるという方法。</p>
●●氏	<p>うちの方は入れて大体30度程度のりをつけて、あとは固まるまではブルーシートか何かでやるか、それとも吹付とか・・・地主さんの考え方だと思います。うちとしては固めて養生だけはするつもりであります。</p>
三代川彦博 委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>はい、三代川彦博委員どうぞ。</p>
三代川彦博 委員	<p>すみません。 今、お話聞いてこれだけ負担しているのに無償の中で又、そういう所で負担するのはどうなのかなと思いますけども、常識的には地権者というかお願いしている方が、負担するのが当然かと思うのですが。</p>

	<p>地権者ですね、それはもう土留めしない限り土留め鋼板とかコンクリートとかいろいろあるでしょうけれど、あまりお金をかける必要もないとおもいますが、最低でも土留め鋼板とかしないと、今、雨が降ると豪雨があるとやはり流出ということも免れないのではないかなと感じるのですが、地権者さん●●さんの方で負担してもらう事は出来ないのでしょうか。</p>
議 長	<p>参考までに土嚢を積んだところの同じようなケースなんですけどもごく最近のことなんです、土嚢だと必ず土砂が流れるんですよ。だから、先程お話いただいた内容だと同じような兆候の被害が起きるのではないかとあえてお話しするんですが、土嚢ではだめですね。おそらくね。ですから今はやりのパイプとか鉄板とか巻いて被害防除を完璧にしてもらおうと。それでないと必ず周りから苦情はくるし大変だと思います。</p>
職務代理	<p>この土地自体が底辺なんです。一番低いところなので雨が降ると周囲が坂になっていますから、雨が降ると廻ってくるころなので、盛土してもですね結局、どこか水没するような感じになってきますので、大雨が降れば多分ここは水浸しの状況になると思います。1m程の盛土をした場合、今の説明のような工法だと完全に流出するのではないかとこのように考えます。</p> <p>で、住民に対しても農業委員会で認める以上、そういった被害がないようにしてもらわないと我々は許可できじゃないかと思うのですがね。</p>
●●氏	<p>・・・業者間で話し合い・・・・・・・・</p>
議 長	<p>関連質問ありますか。相原委員。</p>
相原委員	<p>土留めの1m上がったら、絶対に水が集まってきますので、今のゲリラ豪雨を見ても、どこもみんな土留めをきっちりやっていますから、その辺は、ぜひお願いしたい。それは宿題、きちんと対応していただきたいことと、あと、実際農地として使われるようにした場合、誰が耕作をする予定があるのか、どんなものを作ろうとしているのか、誰が作ろうとしているのかが自分はちょっと疑問なんです。</p> <p>それは、どうなんでしょうか。</p>
●●氏	<p>すみません。そこまでの話は聞いていないんですが。</p>
相原委員	<p>聞いていない。</p>
●●氏	<p>申し訳ありません。</p>

相原委員	聞いていないという事なので。
●●氏	おそらく、●●さんがあそこのすぐ近くにお住まいなんですよ、目と鼻の先なんです、なので●●さんが多分やられると思うんですが。 誰かに貸すとかいうお話は一切出ていないので。
相原委員	せっかく、土を持ってきて畑にしたところで、また草だらけになるとですね、結局、農業委員会としては耕作放棄地という事でまた指摘を受けたりするんですね。そうなる与实际また●●さんの方にそういう事が出してしまうので、耕作をするのであればどのようにするのかという事だけは、農業委員会の方に出してほしいと思います。
●●氏	わかりました。
相原委員	あと、トラックの移動については特に問題なく行けるんでしょうか。 2トン車で。●●●●●●丁目●●-●の土地の土を持ってくるという事で大丈夫なんですかね。
●●氏	それは、大丈夫ですね。はい。 ●●からこちらに運ぶ件は、大丈夫です。
相原委員	●●●●●●丁目●●-●から●●●●●●番●にもってくるという事ですね。
●●氏	はい。
立崎委員	よろしいですか。
議長	立崎委員どうぞ。
立崎委員	状況がよくわかってないんですが。 ここを今の状態で盛土しないでここは農地として耕作はできないところなんですか。
合間委員	4・5年前まではやっていたんですよ。ちゃんと農地としてやっていましたよ。
立崎委員	当人の話だから業者の方達はわからないことなんだけれども、盛土しなければだめだという理由が良くわからないんですけどね。

議 長	集約すると、おそらく印を押すので土を入れて欲しいという条件を出されたという事なんでしょう。
立崎委員	そうすると、隣接の農地もあるわけでしょう、その人たちの提供というかそれはどうなんですか、その人たちも同じように盛土してくれと言われたらどうなんですか。
●●氏	先程申しましたようにあそこに2棟の建売りをやるんですね、ところが今盛土しようとしている土地の間に擁壁があるんですが、それが許可を取ってないわけですね。それもあって盛土してその辺をクリアーにすることと、やはり低いと日陰が多くなるというような問題もあって、そのくらいは盛土してもいいんじゃないかということもあるんですね。
●●氏	盛土することによって日当たりが良くなる可能性がある、日陰になるから嵩上げしたらいいかなと。
相原委員	いいですか。
議 長	相原委員どうぞ。
相原委員	この間、現地見させてもらいました。擁壁に背後の擁壁のところには意外と地面を見ると砂利が意外と入っている状態だったんですが。
●●氏	はい。
相原委員	砂利が。
●●氏	はい、はい。
相原委員	今の状態ですと、あそこは農地はできないと思うんです。言っている場所わかりますか。
●●氏	一応、アスファルトを取って。
相原委員	剥がしてそこに入れるんですね。
議 長	あそこは、すでに一度剥がしたところです。 この前見ていただいたブルーシートの隣は剥がしたんですよ。

相原委員	剥がしたんですか。砂利が入っているんですよね。
議長	砂利が入っているというけれど、どうなのでしょう。
●●氏	その辺は、指導しますから、そのまま盛土したらまずいですから、それなりに盛土すれば耕作するのに問題ないです。
相原委員	実際に、たぶん機械を入れたらすぐひっかいてしまうと思うので。盛土しなくてはいけないんだろうなと思いますが、一応そこも全部農地として使えるようにするというように考えていらっしゃるのですね。
●●氏	はい、そうです。
議長	私から質問します。 ブルーシートをかぶせた所だけを盛土するわけでしょ。
●●氏	違いますよ。
議長	前面的に戻すという事ですね。
●●氏	そこは、全面に盛土をします。ちょっと若干雛だんをして、ということは向こうが 擁壁が高いものですから日陰がどうしても多くなるので、農作するには高い方が やりやすいのでCDBとかね、私も農家の生まれですから。
荒原委員	すみません。
議長	荒原委員どうぞ。
荒原委員	盛土って1m以下だと思うのですが、だいたいどの位の盛土をするんですか。
●●氏	1m位です。
荒原委員	だいたい1m位ということですね。
●●氏	1mとこっちは60~80cmですかね。
職務代理	形状を持たせるわけですね。

<p>●●氏</p>	<p>え一難だんにします。手前の方を若干下げます。ですからそういう意味でも土嚢ですか、それでも土の流れを防げる。あとは 1m位バックして土を盛土しようと思います。ということが計算しています。普通は 35 度ですが 30 度にすれば土の流れはかなりクリアできると思います。それで、なお且つ盛土ののり面はブルーシートでとりあえず土が落ち着くまで周りだけやるということです。</p>
<p>荒原委員</p>	<p>そうしたら、壁を作るという事ではない。考えてない。</p>
<p>●●氏</p>	<p>とりあえずは 30 度の盛土ですね、なおかつブルーシートでおさえる。普通は 35 度ですが、30 度で滑らかな傾斜にしてやろうかなと思ってます。</p>
<p>議 長</p>	<p>壁は作らないんですか。</p>
<p>●●氏</p>	<p>それはぎりぎりではなくて、1m位バックした形で盛土をしようと思います。</p>
<p>立崎委員</p>	<p>それはあまりそういうことまでは出来ないよと言った場合、同意しないとそういうことなんですか。</p>
<p>●●氏</p>	<p>えっ。</p>
<p>議 長</p>	<p>土を入れてくれないと●●さんは同意しないよというようなことですかと言う質問なんです。</p>
<p>●●氏</p>	<p>そう言う話ではなく、お互いに協力しましょうよという中でのスタートなものですからそういったぎすぎすしたことではないですけど。</p>
<p>議 長</p>	<p>立崎委員わかりましたか。</p>
<p>立崎委員</p>	<p>いいですけど。何かそれでもちょっと。</p>
<p>●●氏</p>	<p>●●さんの方が今回、開発と言うか建てる方が高くなっていて、今既存である擁壁と●●さんとの間にある擁壁が別物になっていて、現地を見ていただいてご存じと思いますが、高低差があまりにも高すぎた場合には相当な費用をかけて擁壁を作り直さなければいけないとかいろいろな問題がでてくるので、であれば逆に隣の所有している土地に土を入れてもらって畑に直してもらった方がその費用に関しては緩和できるとかそういった細かいことがいろいろあって最終的にこんなような調整をしているような段階ではあります。</p>

議 長	事務局から何か補足説明とかありますか。
事務局長	農地造成にあたりましてこちらは先程言いましたように耕作するという事なんですが、こちらを造成してしまいますと3年間は転用がきかなくなるという前回の事例もございますので、この場でそういった制度であることを説明させていただきます。農業は3年間しなければならないという縛りがございます。
議 長	縛りがあるよということですね。 他に関連して何かありますか。相原委員どうぞ。
相原委員	今、計画が出ていると思いますが大体どれくらいの期間の工程で農地に復元しようとしているものだという見込みはどの位で考えていますか。
●●氏	先程、●●さんのお話したように開発許可がおり次第それからですね。
●●氏	予定としては1月の半ばぐらいからで、道幅が狭いため2トン車で運ぶので回数運びますので予定としては、半月あれば収められると思いますが、それ以内には運び終わりたいと思っています。 ただ、法の工程なども考えなければならないので、多少手厚くかかりますので。
議 長	飯生良委員何かありますか。
飯生良委員	大体何立米くらいあるんですか。
●●氏	300 m ³ 位。2トン車で、4,2 m ³
飯生良委員	そのくらいならそんなにかからないのでは。 元々ここは傾斜地ですよ。だから自然に流れるし窪地みたいになってるね。
事務局長	すみません。資料の搬入度量計算式ですと258.62 m ³ となっています。
議 長	三代川正夫委員どうぞ。
三代川正夫委員	農地でこれから3年間以上やらなければいけない部分なので、先程、土砂の流出防止について、傾斜についての説明がありました。35度、30度とありましたが1mおいて盛土をすると、先程、職務代理もおっしゃっていましたがあそこはちょうど坂の下の方になりますね、なので大雨が降ると相当水が溜まってしまうところなので、やりかたとしては説明のあったようにやるということですが、多分大丈夫なのかどうかは今ちょっとわからないですが、もし大雨なんかでやったもの

	<p>がダメになった場合に周りに流出したり周りに迷惑をかけてしまうといけないので、もしそうなった場合には現状復旧に関してはどのようになるんですかね。もう一回やっていただくことができるのか。</p> <p>又は地権者の責任においてやっていただけるのか、周囲に迷惑をかけたくないので、大丈夫であればいいんですが。</p>
●●氏	<p>万が一のこともありますからね。うちの方としては一応●●さんの方で管理をやりますから、その辺で責任持ってもらうしかないかな。</p> <p>ただ、それに対してはできるだけ万が一のことがないような工程にはするつもりではいます。そうでないと境界から1m下げてあるということなので。</p>
三代川正夫 委員	<p>ただし、万が一の場合はこうしますから大丈夫ですよと言うのがあれば安心しますのでね。</p>
●●氏	<p>最近の天気は予期せぬことがありますから絶対という事はないかもしれません。</p>
三代川正夫 委員	<p>予想外の事が多いのでね。</p>
●●氏	<p>山砂ですとねそういう心配は結構多いんです。山砂は軽いですからどうしても流れてしまうんです。それで土砂が下におりるんです。</p>
●●氏	<p>うちも●●で開発やってるんですが、雨が降ったら一気に流れてしまいます。</p>
●●氏	<p>でも、ここは絶対山砂は入れませんので、その辺畑の土の方が重みがちょっと違いますからその辺が大丈夫かなと思います。</p>
三代川正夫 委員	<p>普通の場合なら何も心配しないのですが、ここは窪地で雨が溜まってしまう場所なのでねどうなのかなと。</p>
●●氏	<p>そうですね。</p>
三代川正夫 委員	<p>その下の道の反対側には民家が建っているのでね。</p> <p>普通の場合ならいんですが、場所が場所なので大丈夫なのかなと心配なんですけど。</p>
●●氏	<p>畑の土なのでね、踏みつけた場所ではないのでね、周りの盛土をしたところのりあげをきちんとやればそういったことはないと思いますけど、急降下でやるとだめですけど。</p>

議 長	はい、ありがとうございました。伊藤委員どうぞ。
伊藤委員	今の関連ですが、資料に盛土の図面がありますが、これについて説明していただけますか。 仕上がりがどうなるのかが図面にでていますね。
職務代理	・・・業者に変わって写真と照らし合わせて説明・・・
議 長	伊藤委員どうですか。
伊藤委員	またあとで良く見てみます。
三橋喜左衛門 委員	今年は特に雨が多いんですよ。
議 長	<p>●●さん、●●さん、●●さんありがとうございました。 この件について審議に入りますので、一度退席を求めます。 その間、暫時休憩と致します。</p> <p>・・・・・・・・●●氏、●●氏、●●氏会場から退席・・・・・・・・</p> <p>休憩前に戻り、会議を進めます。 今回の件につきましては、土地所有者の ●● ●氏に、誓約書を提出させることを条件に「軽微な農地改良届出」の受理をしたいと思っておりますがいかがですか。</p> <p>合間委員どうですか。</p>
合間委員	きちんと農地の土を入れてもらえればいいんじゃないですか。
議 長	<p>ありがとうございます。 きちんと農地の土をいれてくれればという事でしたが、 誓約項目については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・●●●●●●●丁目の畑の土以外を搬入した際は、直ちに撤去して ●●●●●●●丁目の畑の土を入れなおすこと。 ・習志野市●●●●丁目●●●●番●●に施工した盛土が流出しないように、被害防除対策を徹底すること。

<p style="text-align: center;">各委員</p> <p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂搬入施工後、最低向こう3年間は、議事録のとおり、耕作をし、農地造成及び転用は出来ないことを承知していること。 ・天災等により、●●●丁目●●●●番●に盛土した土砂が、敷地外に流出した場合は、現況復旧をし、損害賠償が生じた際には、所有者の責任において対処すること。 <p>以上4点としたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>他に、ご意見・ご質問等が 他に無ければ採決に入ります。議案第2号、軽微な農地改良の届出書について、誓約書の提出を条件とし、受理通知書の発行について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>．．．．．挙手．．．．．</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第2号につきましては同意されましたので事務局は誓約書の提出後、内容を確認し、受理通知書を発行してください。</p> <p>では、株式会社 ●●●● ●●氏ほか2名の入室を求めます。その間、暫時休憩と致します。</p> <p>．．．．．●●氏ほか2名を会場へ案内．．．．．</p> <p>休憩前に戻り、会議を進めます。審議の結果、今回の「軽微な農地改良届出」の受理をするにあたり土地所有者からの誓約書の提出を条件にいたします。誓約内容につきましては、4点あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・●●●●●●●丁目の畑の土以外を搬入した際は、直ちに撤去して●●●●●●●丁目の畑の土を入れなおすこと。 ・習志野市●●●●丁目●●●●番●に施工した盛土が流出しないように、被害防除対策を徹底すること。 <p>これについては、先程、土嚢対応するというお話でしたがどうですか土嚢で大丈夫ですかね、非常に心配なんです。</p>
---	---

<p>●●氏</p> <p>議 長</p>	<p>山砂以外であれば、先程申し上げてように1mバックで30度の法で大丈夫です。</p>
<p>●●氏</p>	<p>そうですか。</p>
<p>●●氏</p> <p>議 長</p>	<p>はい。</p> <p>工事業者と更に打ち合わせをし万難を排してやっていきますので。</p>
<p>●●氏</p>	<p>そうですか。</p>
<p>●●氏</p> <p>議 長</p>	<p>はい。</p> <p>・土砂搬入施工後、最低向こう3年間は、議事録のとおり、耕作をし、農地造成及び転用は出来ないことを承知していること。</p> <p>・天災等により、●●●丁目●●●●番●に盛土した土砂が、敷地外に流出した場合は、現況復旧をし、損害賠償が生じた際には、所有者の責任において対処すること。</p> <p>株式会社 ●●●● ●●さんに、この誓約書の提出をしていただく事で宜しいですね。</p>
<p>●●氏</p> <p>議 長</p>	<p>はい。</p> <p>いろいろとご協力ありがとうございます。</p> <p>今、●●さんから「はい」と言うお返事をいただきました。</p> <p>皆さんに紹介したいのは、四季を通じて春はミョウガ・大葉 とうもろこし・白菜、夏は茄子・きゅうり・さつま芋・馬鈴薯 秋には大根・かぶ、冬には小松菜をやりたいという計画をしておりますので、いい土を入れてあげてください。</p> <p>今回の手続きについて、申し上げておきたい点があります。</p> <p>本来「軽微な農地改良の届出」を提出される際の添付書類は、「搬入土砂等の取引先との契約書（写）、請負契約書（写）」となっています。今回は、諸事情により契約書の提出が出来ないとの申し出があり、審議の結果、今回に限り習志野市農業委員会は</p>

	<p>「耕作土譲渡証書」を代替えとする事と致します。但し、条件として、所有者の●● ●氏からの誓約書の提出により受理する事と致します。</p> <p>以後、同様の届出の場合、添付書類は、「搬入土砂等の取引先との契約書（写）、請負契約書（写）」とし、それ以外は認めません。</p> <p>このことについて、委任者の●●●● 代表取締役 ●●さんは、ご承知いただけましたでしょうか。ご返事願います。</p>
<p>●●氏</p> <p>議 長</p>	<p>はい。やりますので。</p> <p>では、●●●● 代表取締役 ●●さん、ご退席ください。お疲れ様でした。暫時休憩とします。</p> <p>．．．．●●氏他2名会場から退席．．．．</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を進めます。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知、</p> <p>報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による</p> <p>転用届出の受理通知ならびに</p> <p>報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明書ですが、事前に配布してありますので</p> <p>質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>また報告第3号につきましては、現地調査を行った委員の報告がありましたら願います。</p> <p>●●●丁目の●●● ●●さんについては、三代川 正夫委員</p> <p>小川 孝雄委員の報告については、会長であります私から報告します。</p> <p>三代川 正男委員願います。</p>
<p>三代川正夫 委員</p>	<p>16日に現地を見させていただきました。良く畑として耕作されて、野菜もきれいに育てている状態でした。</p>
<p>議 長</p>	<p>小川孝雄さんですが、16日に見てまいりました。</p>

	<p>非常にきれいにされていました。 これからも継続していただくようお願いします。</p> <p>本日は、ご意見ご質問ご協力いただきましてありがとうございました。何かご質問がありましたらお聞きしますが。 三代川 彦博委員どうぞ。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>先程の農地の造成（盛土）の件ですが、いろいろな残土条例とか今回のような届出がありますけど、何年頃から条例ができたんですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>条例の根拠については手元がないので正確にはお答えできないのですが、文書的には5年間保存してまして22・23年くらいからは数件あります。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>何故、質問したかと言いますと、入会すると農業委員会は農地の保全だということで、やはりやるべきことだと思っていたのですが、ところが●●●●で習志野市●●●●の●●●●ということで●●●●丁目であって、今回、●●●●がありまして、その時にそれ以前に残土を入れられて、その時やはり入れた地権者と入れてない地権者が周囲にいて最終的には皆さんの合意がなければだめということで、やはり入れてその負担は今回●●●●で残土処理が一番多い人で、●●した後販売出来ないの、組合で処理しなければいけないという事で、1件当たり一番多い人で●●●●円くらいかかるんです。</p> <p>そういう事が発生しても全体で負担しなくてはいけないということで、やはり同意を得られないので、●●●●もそういう人たちは自分でわかっていますから、協力しなかったんですね。</p> <p>結局その費用も組合で負担しなければならないということとか発生したということは、今、思えばこれは誰が許可したのと、その頃は、まだ自分も若かったので農業委員は何やってるんだ、こんな残土を入れさせて何もできないのかと思っていたのですが、これって農業委員さんがいつもこのように判定できてたのかなってという点です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>残土につきましては、都市環境部の方で行なっておりますけれども、県が厳しい条例を施行しまして、それから市が小規模な残土条例を制定したと、ただ、300㎡弱については、届出で済むというような形になっています。</p> <p>私どもは、農地の造成については最近記憶にはないんですが、必ず届出をもらっております。それで、搬出先の場所の確認とか、もし被害があった場合については、現況復帰の義務があり、事業者あくまで土地の所有者であるという話はしています。</p> <p>逆に条例があるにも関わらず届出を怠ると必ず罰則がついてきます。 その辺のことを事務局に相談があった場合には、そういう事もありますという事</p>

	<p>を指導をしています。</p> <p>ただ、現実に農地パトロールを月1回程度しなければならない。違反転用も含んでですが、そういったことをこれから体制の事もありますし、今後はしていかなければいけないなと思っております。</p> <p>現実的にはその後に経過、いつからできたんだという事は調べさせていただいています。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>習志野市は、業者からすると地の利もいいので、狙われる場所かなということもありますので、やはり農業委員会もそういった面で防波堤になる一つの組織としてやっていかなければいけないと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>はい、事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農業委員会はそういった事例があった場合には、県に通報しなければならないという違反転用も含むのですが、そういったことも併せて報告義務がありますので考えて行かなければと思っています。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長としては、悩むところですがよろしく願いします。</p> <p>他に質問があれば、無ないようでしたら、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。</p>